市民参加実施結果シート

結果　（途中・終了）
平成２８年４月１日時点

担当課（　財産活用課　　）

２　市民参加の手続　実施結果について

通　称	今後の公共施設のあり方についての計画	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 自治体経営やまちづくりに貢献する公共施設等のあり方と方向性について市民と情報共有することで、より効率的かつ効果的な資産経営を図ることができる。 〈デメリット〉 特になし
名　称	公共施設等総合管理計画		
概　要	平成26年4月22日に総務省からすべての自治体に対し、保有するすべての公共施設・インフラ等の保有状況、将来コストの見込みとこれらに対する基本的な方針を記す「公共施設等総合管理計画」の策定要請があった。本市では公共施設等総合管理計画検討委員会を設置し、「民間にできることは民間で」のコンセプトのもと、保有する施設総量が全国平均の約半分である特長を生かす総合管理計画（案）を策定し、実践的な資産経営を図る。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	行財政改革審議会では、審議会での議論と審議会委員からの意見書などで深い議論がなされた。特に、答申でいただいた一人当たりの公共施設面積の他自治体との比較、長寿命化の根拠、安全性の確保の3点については、計画案では記載が不足しているところであったので、これらを反映することとした。また、一方のパブリックコメントでは結果的に市民等からの意見がなかったことは残念であったが、重要なのは今後、施設類型ごとに具体的な施設・インフラ経営の方法・内容を規定する個別施設計画や各種資産経営のプロジェクトである。これらの際には、より一層の市民意見の反映に努めたい。		

（1）市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	内容の専門性が高く、行財政経営戦略プランとの関係が深いため、行財政改革審議会への諮問を選定した。また、一方で広く市民へ周知しながら意見を募る方法としてパブリックコメントを2つめの手法として選択した。 時期については、総合管理計画の策定後、施設類型ごとの個別施設計画の策定や個別のプロジェクトを迅速に進めて「実践」していく必要があることから、当初の計画を前倒して行っている。

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映		⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
行財政改革審議会への諮問		H27.5.29（諮問） ～H27.7.31（答申）	審議会 意見書	H27.5.29（諮問） H27.6.11（第1回） H27.7.1（第2回） H27.7.31（答申）	15名	学識経験を有する者5名 公共的団体を代表する者5名 公募市民5名 計15名	＜HP＞ H27．7．31	○	意見を反映した（案を修正した）	事前に委員各位へ資料を配付するとともに、審議会ではパワーポイントを用いて、背景などを含めて説明した。 第1回と第2回の審議会の間を活用して、委員各位からの意見募集を行った。	
									案を修正しなかった		
									その他		
パブリックコメント	H27.6.21号広報ながれやま	H27.6.21～H27.7.20	郵送・持参・メール・ファックス		0件		＜HP＞ 'H27．8．25		意見を反映した（案を修正した）	昨年7月からホームページ上で「総合管理計画の策定に関する基本的な考え方」を公表し、意見を提出できるようにした。 また、ページ数が多いため、A3両面の概要版を作成した。	
								○	案を修正しなかった		
									その他		

（2）実施された市民参加の流れ

……→ ＊継続的なもの

市民参加の手法	平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行財政改革審議会			←→ 行財政改革審議会									
パブリックコメント				←→ パブリックコメント								